

# 一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン

## 肖像等の取扱いに係る規程

### 第1条〔本規程の目的〕

- (1) 本規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワンが定める規約(以下「規約」という)第77条に基づき、付随事業における肖像等の取扱いについて定めるものである。
- (2) 本規程は、選手の価値を最大化し、かつ JRLO および会員チームのプロモーション活動等において、会員チームに所属する選手、コーチ、スタッフその他の関係者(以下「選手等」という)の肖像、映像、氏名等(以下「肖像等」という)を柔軟に活用できる仕組みづくりを目的とする。

### 第2条〔正会員の義務〕

- (1) 正会員は、会員チームに所属する選手等に対し、本規程に定められた事項を十分に説明し、これを理解させるよう最大限努力する。
- (2) 正会員は、本規程に定める事項を選手が理解しこれに同意していることを証するため、会員チームに所属する選手等との間において、書面による合意を得るものとする。

### 第3条〔協賛事業における肖像等〕

- (1) 規約第77条第1項の定めに基づき、JRLO は、JRLO の協賛スポンサー(以下「リーグスポンサー」という)をして、規約第19条に定める「公式試合」において使用するユニフォームを着用した選手の肖像、映像、氏名等(以下「肖像等」という)を使用させることができる。JRLO は、当該選手および当該選手の所属する会員チームの事前の承諾を得ない限り、リーグスポンサーをして、上記の態様以外で選手の肖像等を使用させてはならない。
- (2) 前項の定めにかかわらず、JRLO は、リーグスポンサーをして、原則として、特定の会員チームまたは選手に特化した肖像等を使用させてはならない。
- (3) 会員チームおよび選手は、リーグスポンサーの求めるプロモーション活動等に協力するものとする。ただし、プロモーション活動の具体的な内容については、JRLO、会員チームおよび選手との協議に基づき定めるものとする。

### 第4条〔商品化事業における肖像等〕

- (1) 本規程における「商品化事業」とは、第5条に定める「デジタルコンテンツの商品化事業」以外の商品化に関わる事業全般をいう。
- (2) 商品化事業に係る選手等の肖像等に係る権利は、JRLO および会員チームとの協議に基づき定め、JRLO が別途設置する商品化事務局において管理および運用を行うものとする。なお、商品化事務局は商品化事業を第三者に委託することができるものとする。
- (3) 会員チームは、JRLO との協議に基づき、各シーズンにおいて任意の選手5名(以下「ピックアップ5」という)を定めるもの

とし、JRLO が、ピックアップ5の肖像等を使用して商品化を使用することについてあらかじめ同意するものとする。なお、JRLO は、商品化の対象とした選手の名称および対象商品について、当該選手が所属する会員チームに報告するものとする。

- (4) JRLO は、正会員に対して、選手の肖像等を使用する場合(前項に基づいてピックアップ5の肖像等を使用する場合を含む)、当該肖像等の使用の対価として、当該選手の肖像等を使用した商品の販売価格の2%相当額を支払うものとする。会員チームは、選手と協議のうえ合意した割合に応じて支払われた対価を可能な限り選手に還元するものとする。
- (5) JRLO が、自ら制作する無償の販促物に選手等の肖像等を使用する場合、その対価は無償とする。

#### 第5条〔デジタルコンテンツの商品化事業における肖像等〕

- (1) 本規程における「デジタルコンテンツの商品化事業」とは、デジタルデータを通じた商品化(コンソールゲーム、スマートフォンゲーム、デジタルトレーディングカード等を含むがこれに限られない)に関わる事業をいう。
- (2) JRLO は、デジタルコンテンツの商品化事業において、以下各号のとおり、選手等の肖像等を使用する。
  - ① JRLO が、1商品あたり複数の選手等の肖像等を使用する場合および1商品あたり1人の選手等の肖像等を使用する場合のうち消費者が特定の選手等の肖像等が使用された商品を選択できない場合(以下「集団肖像等使用」という)、JRLO は、当該集団に含まれる選手等が所属する会員チームから事前の承諾を得た上で、商品化を行う。
  - ② JRLO が、1商品あたり1人の選手等の肖像等を使用する場合(ただし、前号の集団肖像等使用に該当する場合を除く。以下「個人肖像等使用」という)、JRLO は、当該選手等および当該選手等が所属する会員チームから事前の承諾を得た上で、商品化を行う。
- (3) デジタルコンテンツの商品化事業に係る選手等の肖像等に係る権利は、JRLO および会員チームとの協議に基づき定め、JRLO が別途設置する商品化事務局において管理および運用を行うものとする。なお、商品化事務局はデジタルコンテンツの商品化事業を第三者に委託することができるものとする。
- (4) JRLO による集団肖像等使用の場合の利用料は、JRLO が別途定めるチームプロパティ利用料に内包されるものとする。
- (5) JRLO は、正会員に対して、個人肖像等使用の対価として、前号に加え、当該選手の肖像等を使用した商品の販売価格の2%相当額を、JRLO から商品化に肖像を利用した選手が所属する会員チームに対し、別途 JRLO が定める基準に応じて、按分して支払うものとする。会員チームは、選手と協議のうえ合意した割合に応じて支払われた対価を可能な限り選手に還元するものとする。
- (6) 本条の規定にかかわらず、ピックアップ5の肖像等の使用については、前条の定めが優先する。

#### 第6条〔公衆送信事業における肖像等〕

- (1) 規約第 74 条に基づき、公式試合の公衆送信を行う権利(テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という)は、すべて JRLO に帰属し、公衆送信権に関わる事業(以下「公衆送信事業」という)は JRLO が管理および運用を行うものとする。
- (2) 規約第 42 条第 1 項の定めに基づき、JRLO は、公式試合(選手等が公式試合会場の敷地に入場してから退場するまでの間を指す)における選手等の肖像等を無償で使用することができる。
- (3) 公式試合の公衆送信権に基づく収益の取扱いは、JRLO が別途定める配分金規程に基づくものとする。

- (4) 規約第 25 条に定める「公認試合」および同 26 条に定める「非公認試合」その他公式試合以外の場における選手等の肖像等の取扱いについては、別途定める。
- (5) 公衆送信権に基づく肖像等の使用は、以下のとおりとする。
- ① 一次使用(試合中継、番組等)
  - ② 二次使用(一次使用のために撮影した映像を別の目的で使用する行為)
  - ③ 報道使用
- (6) JRLO の公衆送信事業に関与する放送局、インターネット配信社その他公衆送信事業者等における前項各号の使用に係る事項は、JRLO が別途定めるものとする。
- (7) 会員チームは、選手等の肖像等が含まれる著作物のうち JRLO 以外の第三者が著作権を有する静止画、映像その他の著作物を使用する場合は、JRLO から事前の書面による承諾を得なければならない。

#### 第7条〔改正〕

この規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

#### 第8条〔施行〕

この規程は、2021 年 12 月 10 日より施行する。

〔改正〕

2022 年1月5日